



2011・7・20

第149号

101-0065 東京都千代田区
西神田 2-5-7 神田中央ビル 303

TEL 03-3221-5075

FAX 03-3221-5076

全国の教訓に深く学び合う交流集会に

「交流集会」へ運営委員会発足

11月19日に開かれる「第4回全国交流集会」に向けた相談会が、7月1日開かれ、運営委員会の第1回会合とすることを確認しました。「九条の会」が、分野別の「会」や東京・近県の「会」によびかけたもので約30人参加しました。

会議では、まず小森陽一事務局長がこの間開かれたブロック別交流集会の特徴について述べ、その中で全国交流集会開催の希望が出されていることから、6月4日の呼びかけ人会議で11月19日の開催を確認した経過を報告しました。そのうえで、今年は、日本教育会館（東京・千代田区）のすべての会議室を予約することができなかつたため、3階ホールでの300人規模の特別分散会とせざるを得ないことを説明し、その運営の基本方針案について意見を求めました。（なお、全国交流集会の運営については、連絡可能な全国の「会」にたいしてもアンケート調査をおこなっており、その特徴的なものについても紹介されました）。

会議ではこれを受けて活発な討議をおこ

ないました。

また、会議の後半では参加した「会」の取り組みやその中での悩みなどを交流しあい、こうした交流を全国的な規模でおこなうことの意義をあらためて確認しあいました。

「経験をじっくり聞く」を重視

7月1日の討議を受けて、事務局ではさらに討議を深め、現在までのところ、つぎのような意見集約をおこなっています。

*ホールを使つての分散会（300人規模）は、原発など個別テーマにしぼるのではなく、「特別分散会・各地の経験をじっくり聞く会」と命名し、住民過半数の署名を達成した「会」、原発の問題に直面している「会」、基地問題を抱えている「会」などに12分程度の話をしてもらい、質問も受ける。

*分科会は、特別に分科会開催の希望が出されている「女性の会」、「北海道の会」の要望を受け入れる方向で検討する。

福島県九条の会はこのたび、福島第1原発事故について、以下の見解を公表しました。

福島第1原子力発電所の『巨大人災』にあたって

福島県九条の会は、東日本大震災で犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、過酷な境遇におかれている地震や津波、ならびに原発事故の被災者に対して、心からお見舞いを申し上げます。

とりわけ、原発『巨大人災』に関して、県九条の会としては、これを会の設立趣旨外の出来事と傍観者を決め込むわけには参りません。私たちは、日本国民がこれまで経験したことの無い原発事故によって、ふるさと町や村を追われ、日夜放射線による生命と健康の危険に怯えながら、日常的な生活を破壊されて、劣悪な環境のなかで避難生活を送っている人々を、身近に見ています。また、被災地九条の会の少なからぬ構成員が、その当事者になってもあります。私たちは、地元の会として、この悲惨な現実から眼を逸らすことは出来ません。

それだけではありません。日本国憲法九条が依拠する「平和的生存権」＝「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」の侵害という根本的次元で、戦争の惨禍と原発『巨大人災』とは共通のものがあります。それどころか、「安全神話」を振りまいて原発路線を突っ走った利権絡みの原発利益共同体と、日本を再び「戦争のできる国」にしようとする改憲推進共同体とは、

人的にも思想的にも太い地下茎で繋がっており、同じ土壌に根をおろしているのです。

私たち福島県九条の会は、こうした状況を踏まえ、さしあたり、次のことを求め、その実現のために力を尽くす決意です。

一、県民の生命と生活の危機の回避と、侵害された人権および日常の一刻も早い回復。とくに、子どもなど被曝弱者のいのちと健康を護る施策の早急な実施。

一、東京電力および国による、県民がこうむった被害の迅速かつ全面的な補償。

一、県復興ビジョン検討委員会が提起した「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」という基本理念の堅持と具体化。

一、原発事故にいたる歴史的経緯の客観的な検証と、その社会的責任の所在の徹底的究明。

福島県九条の会は、九条を護り生かす活動を基本としながらも、右の目標達成のため、志を同じくする県内外の諸団体と連携して、行動したいと思えます。県内各地の九条の会も、相互に連絡を密にして、これらを実現するため、創意ある取り組みを組織されるよう期待します。

最後に、被災者のふるさとへの帰還と、被災地九条の会の再建とが一日も早いことを願うものです。

2011年7月11日

福島県九条の会